

令和5年度事業計画

公益財団法人 食の安全・安心財団

(公財)食の安全・安心財団 令和5年度事業計画(案)

1. 活動の基本

食の安全・安心は消費者にとって最大の関心事項であり、安全で高品質の食品を供給することは、食に携わる事業者の責務である。

財団は、このような問題意識を踏まえて、我が国の食の安全の向上及び食に対する社会の信頼の確保に貢献する中で、その活動として、食に関する消費者、生産者、加工業者、流通業者、外食業者等ステークホルダー間の意見交換会等の場を設けることとする。

2. 令和5年度事業計画

(1) セミナー、シンポジウム等の意見交換会等を開催

食の安全・安心に係わる諸問題について、消費者、生産者、事業者、メディア、行政等、幅広いステークホルダーを対象に、専門家を交えたリスクコミュニケーション（意見交換会）を行う。

(2) メディアとの情報交換会の実施

食の安全・安心に係わる諸問題について、メディア関係者等の皆様と意見交換し、情報を共有する機会を設けることとする。

(3) 食の安全・安心に関わる情報の収集・提供

重要な食の安全安心に関わる情報については、メールやホームページにより、迅速な情報の提供に努める。

① 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の対応

令和5年度も、新型コロナウイルスの感染状況や政府の施策を踏まえ、飲食の現場における感染防止対策等、JFと連携して対応する。

② アレルギーの表示対象品目への対応

令和元年9月、消費者庁は、「アーモンド」を「アレルギーを含む食品」として「特定原材料に準ずるもの」に追加した。さらに、アレルギー表示推奨品目の「くるみ」についてアレルギーを引き起こすおそれのある食品として、くるみが「特定原材料」として追加されることが決まり（令和5年3月）、令和7年4月から表示が義務付けられることになった。

財団では、食物アレルギー問題について情報の収集と提供に努めるとともに、食品表示法の義務表示の対象外となっている外食等についても自主的な情報提供の推進を図る。

③ ジビエ振興等への対応

農水省や自治体が認証した処理施設の国産ジビエを安全で美味しいジビエとして普及させるため、「JF フードサービスバイヤーズ商談会」で出展ブースを提供し、来場者との交流を促した。さらに、外食産業でジビエを利用しやすい供給体制を構築するため、外食事業者、処理施設、双方の課題を整理するための検討会を開催し、行政、生産者、外食事業者が出席して販路を拡大するために必要な方策を検討した。

財団は、JFが設置したJF国産ジビエ認証処理施設連絡会議、商談会等に積極的に協力して、ジビエの適切な衛生管理と普及に努めることとする。

(4) 適正な食品表示の推進

① 新たな食品表示制度への円滑な移行

消費者が必要とする情報をわかりやすく提供することは、事業者の務めであり消費者の信頼を得る上でも重要である。とりわけ、食品表示は、事業者が商品の情報を消費者に伝える有効な情報伝達手段であり、消費者にとっては商品を選択するための重要な情報源となっている。

食品表示に関する制度は、平成27年4月の食品表示法改正により、全ての加工食品に原料原産地表示を義務付され、令和4年4月に完全施行された。

また、遺伝子組換えに関する任意表示に係る食品表示基準の改正が、令和5年4月1日から施行される。

令和4年12月、政府の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改正され、現行の食品表示制度を国際基準との整合性を踏まえて見直すこととされたことから、消費者庁は、現行の食品表示基準を、国際基準であるコーデックス規格との整合性の観点から踏まえて見直しとしており、令和5年度からの見直しの動向を注視していく。

② 外食における適正な情報提供の推進

消費者庁は、ホテル等のメニュー表示問題を受け、平成26年3月にガイドライン「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を公表するとともに、平成26年6月に、コンプライアンス体制の確立、監視指導体制の強化等を図るため景品表示法を改正し、平成28年4月からは景品表示法違反に課徴金制度が導入された。さらに、一部の飲食店業態によるおと

り広告で措置命令（令和4年6月）が出された。また、消費者庁の景品表示法検討会においても、デジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、消費者利益の確保を図る観点から必要な措置について検討するため、早期に解決する課題、中長期に解決する課題も整理され公表された（令和5年1月）。近年、食品表示をめぐる事業者を取り巻く状況は変化してきており、今後、景品表示法等の見直しの動向を注視していく。

財団は、今後とも、食品の適正な表示の推進に努めていくこととする。

（5）消費者団体及び食品産業関連団体等の連携強化

財団は、我が国の食の安全の向上及び食に対する社会の信頼確保に資するため、消費者団体及び食品産業関連団体等との連携を強化し、効果的な活動を展開することとする。

3. その他の事業

（1）外食産業市場動向調査等を実施し、公表する。

（外食産業市場規模推計、外食率・外部化率）

（2）外食産業データ集を発刊する。

令和5年度予算

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公1		
経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益		3,660,000	3,660,000
受取会費	25,900,000	11,100,000	37,000,000
事業収益	550,000		550,000
受託事業収益	0		0
出版事業収益	350,000		350,000
研修セミナー収益	200,000		200,000
雑収益	40,000		40,000
経常収益計	26,490,000	14,760,000	41,250,000
(2) 経常費用			
事業費	36,600,000		36,600,000
給料手当	21,000,000		21,000,000
賞与引当金繰入	744,000		744,000
退職給与引当金繰入	2,140,000		2,140,000
法定福利費	3,880,000		3,880,000
福利厚生費	316,000		316,000
旅費交通費	200,000		200,000
通信運搬費	20,000		20,000
消耗品費	400,000		400,000
印刷出版費	200,000		200,000
会議費	0		0
会場費	500,000		500,000
賃借料	6,200,000		6,200,000
調査研究費	250,000		250,000
謝金	300,000		300,000
諸税公課	400,000		400,000
雑費	50,000		50,000
管理費		4,469,100	4,469,100
給料手当		1,500,000	1,500,000
賞与引当金繰入		56,000	56,000
退職給与引当金繰入		160,000	160,000
法定福利費		12,900	12,900
福利厚生費		10,200	10,200
旅費交通費		650,000	650,000
通信運搬費		550,000	550,000
消耗品費		30,000	30,000
会議費		50,000	50,000
評議員会・理事会費		200,000	200,000
賃借料		450,000	450,000
謝金		500,000	500,000
諸税公課		50,000	50,000
雑費		250,000	250,000
経常費用計	36,600,000	4,469,100	41,069,100
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,110,000	10,290,900	180,900
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	△ 10,110,000	10,290,900	180,900